

2. 各道県の雪対策協議会の活動と支援

(1) 情報提供と情報交換

道県単位で組織されている全国の13の雪対策協議会に対しては、適宜必要な情報提供をするとともに、協議会相互の情報交換・意見交換の場を設け、会員相互の情報共有と協力体制の強化に努める。

各協議会で開催する総会への参加要請に対しては、極力参加し、情報提供、意見交換・情報交換を行う。

(2) 協議会の定常活動に対する支援

各協議会が行う定常的な活動に対して、会員数や活動状況等に応じて、支援金を配布し、活動がより活発化し、効果的に行われるように誘導して行く。

(3) 協議会の自主的活動に対する支援

平成30年度から、各協議会が自主的に計画して実施する事業で、支援が必要と判断するものに対しては、別個に支援を行っている。事業の一例として、講演会、研修会等があるが、それぞれの協議会が積極的に企画し実施するよう誘導する。

各協議会に対し、支援事業の趣旨を説明するとともに、自主的な活動の実施を呼びかけ、各協議会の活動の一層の活発化と自主的な事業の推進による支援事業の拡大を図る。

3. 雪関係行事に対する後援

国土交通省及び都道府県が行う「雪崩防災週間」等雪に関する様々な行事が毎年行われておりそれらに対して全国及び各道県の協議会への後援依頼がなされており、その趣旨を理解した上で積極的に対応していく。